

令和 5 年 1 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 5 年 1 月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和 5 年 1 月 2 5 日（水曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室 1
- 出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
田中昌希委員
- 教育委員会事務局
教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、
生涯学習課長補佐 小森谷信幸、スポーツ振興課長 宮本臣久、
学校教育課学務係長 小林洋一

1 付議案件

- （１）議案第 1 4 号 結城市奨学生選考審議会委員の委嘱について〈非公開〉
- （２）議案第 1 5 号 結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- （３）議案第 1 6 号 結城市いじめ調査委員会委員の委嘱について〈非公開〉
- （４）議案第 1 7 号 令和 4 年度結城市教育事務・点検評価結果報告書について

2 報告事項

- （１）報告第 2 2 号 教育長報告について
- （２）報告第 2 3 号 令和 4 年度卒業式及び令和 5 年度入学式について
- （３）報告第 2 4 号 令和 4 年度結城市奨学生選考審議会選考結果について〈非公開〉
- （４）報告第 2 5 号 「結城南中学校区新設校基本構想・基本計画（案）」に係るパブリックコメントについて
- （５）報告第 2 6 号 第 1 5 回「新川和江賞 未来をひらく詩のコンクール」について

学校教育課長 皆様、改めましてこんにちは。

始める前に、ちょっと資料のご確認をお願いいたします。

先日配付しました議事日程について及び定例会次第という冊子、それから、教育事務・点検評価報告書、結城南中学校新設校基本構想・基本計画（案）、コミュニティ・スクール、学校運営協議会の冊子、それから本日お配りしましたのが、令和 5 年度入学予定者及び進級者対象の結城市奨学生選考審議会選考結果、こちらは個人情報に記載されていますので、すみませんが、本日また回収させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それから、シルクカップのパンフレットがございます。

以上となります。大丈夫でしょうか。

それでは、時間前ではございますが、黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長 皆さん、こんにちは。

本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年 1 月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指名いたします。岩崎委員にお願いします。よろしくお願いします。

では、これより議案の審議に入りますが、本日の議案第 1 4 号と議案第 1 6 号については人事案件であり、また報告第 2 4 号については奨学生選考審議会の選考結果となりますので、教育委員会会議規則第 1 5 条の規定により非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

教育長 では、非公開にさせていただきます。

それでは、これより議案の審議に入ります。

◎議案第 1 4 号 結城市奨学生選考審議会委員の委嘱について <非公開>
<非公開部分削除>

◎議案第 1 5 号 結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

教育長 続きまして、議案第 1 5 号 結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 3 ページをご覧ください。

議案第 1 5 号 結城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和5年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

4ページ、5ページがその内容となっておりますが、こちらにつきましては、まず学校運営審議会の委員の報酬として日額3,000円を上程するものでございます。こちらを教育委員会でご審議していただき、議決いただけましたら、2月28日からの開催される市議会議案として上程いたします。

まず最初に、別冊のこのコミュニティ・スクール、学校運営協議会の冊子の中で、コミュニティ・スクールについて簡単にご説明をさせていただきます。

まず、ページを開いていただきますと、コミュニティ・スクールとはというふうに書かれて、地域とともにある学校づくりのための有効なツールですと書かれています。その下に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5とありますが、そこにコミュニティ・スクールについて規定してございます。この規定上、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうち、指定する学校の運営に関する協議をする機関として、当該学校ごとに学校運営協議会を置くことができるというふうな文がございます。なので、今後この学校を指定するために、その規則を作成いたしまして、そのとき、またその規則についてご審議をいただく形になります。

また、学校運営協議会の委員については、教育委員会が任命することとなっておりますので、そちらについても後日、議案として上程をさせていただきます。

主な役割について、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。学校運営について、教育委員会、または校長に意見を述べるができること。教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができることが主な役割となっております。

学校運営協議会委員には、主に自治会の方やPTAの方、民生委員の方が就任するケースが多いようです。

なお、学校評議員との最大の違いは、コミュニティ・スクールの委員さんは、非常勤の公務員となりまして、義務も伴うというふうな形になります。

2ページ、ご覧ください。

私どものほうではまだ規則ができておりませんが、委員さんの任期は2年で、15人以内あたりかなというふうに、学校運営協議会の委員というふうな中に書かせていただきました。また、ここに期待される効果ですとか、学校評議員制度から学校運営協議会制度への発展についての記載もございます。

また、次のページ、4ページ目になりますが、学校評議員制度と学校運営協議会制度、コミュニティ・スクール制度の比較の表も作ってございます。今回の議案につきましては、あくまで学校運営協議会、コミュニティ・

スクールを始めるに当たって、非常勤の特別職の身分となる委員の報酬についてご審議をいただければと思います。

なお、学校運営協議会のほかにも様々な委員があります。例えば教育支援委員会の委員さんの日額3,000円、社会教育委員さんも日額3,000円、文化保護審議委員の委員会の委員さんも日額3,000円、奨学生の選考委員さんも日額3,000円というふうに、委員報酬は定められています。

以上、議案第15号についてのご説明をさせていただきました。ご審議よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第15号について、ご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

学校運営協議会のメンバーの中には、例えば結城中学校でいえば、結城中学校区内の高校の先生とか、そういう方もなり得る場合がありますよね。そういう場合には、日額とか報酬のほうはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

教育長

よろしいですか、事務局。

学校教育課長

主に公務員の方がなられる場合は、その方が辞退をされる場合が非常に多くございますので、そのようにさせていただければと。

赤木委員

重複した場合には、支払いはないということで考えてよろしいですか。

学校教育課長

はい。

赤木委員

ありがとうございました。

教育長

ほかいかがですか。

中村委員。

中村委員

関連して。今の聞き直しになるんですけれども、重複する場合は、所属することは可能なんですよ。ただ、その支払いはないということ。ちょっと勘違いして、いや、同じく両方の組織に入れないということになると、非常にもったいないというか。大体、評議員から発展してこういうふうなコミュニティ・スクールの委員になっていくわけだと思うんで。むしろたくさんさんのいろんな方面からの方々に意見をもらえたほうがいいかなと思ひましてね。分かりました。

教育長

ほかいかがでしょうか。

岩崎委員。

岩崎委員

この協議会の費用というか、発生する報酬などについては、パンフレットにある、4回開催するイメージで、大体4回ぐらいの会議についての報酬ということで想定されているのでしょうか。それともまた何か、緊急でそういうことがもし開催された場合にはどうなるかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

教育長

事務局、よろしいですか。

学校教育課長 こちらはあくまでイメージでございますので、4回ぐらいかなと思って記載させていただいて、当然、緊急の場合で会議を開催すれば、その都度お支払いというふうな形にはなります。

岩崎委員 分かりました。

教育長 中村委員。

中村委員 根本的な問題で、結城の場合にはコミュニティ・スクール、要するに学校運営協議会の設置と合わせて、まだ設置されていませんよね。でも、それは、こういうふうな案件が出てくるということは、将来に向けて近々そういう計画はされるのでしょうか。

教育長 事務局、よろしいですか。

学校教育課長 こちらはについては、コミュニティ・スクール、努力義務ではございますが、法律上も規定している条項でございますので、考えております。小学校で考えております。

中村委員 もう少し具体的には、時期的なことは、大体大まかでいいんですけれども。

学校教育課長 令和5年度当初ぐらいからと考えており、まず城西小学校さんでと考えております。

中村委員 よろしくをお願いします。早めにスタートさせたほうがいいと思います。

教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

 (発言する者なし)

教育長 では、お諮りさせていただきます。

 議案第15号について、賛成の方は挙手をお願いします。

 (賛成者挙手)

教育長 ありがとうございました。挙手満場。

 議案第15号については原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございます。

◎議案第16号 結城市いじめ調査委員会委員の委嘱について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

◎議案第17号 令和4年度結城市教育事務・点検評価結果報告書について

教育長 続きまして、議案第17号 令和4年度結城市教育事務・点検評価結果報告書について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 8ページになります。

 議案第17号 令和4年度結城市教育事務・点検評価結果報告書について。

 上記議案を提出する。

 令和5年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

 別冊でお配りしてございます令和4年度結城市教育事務・点検評価結果

報告書をご覧ください。座って説明させていただきます。

こちら報告書ですが、先月、１２月に外部評価委員からの報告書に基づき、中村委員さんと赤木委員さんとの意見を取りまとめまして、その後、岩崎委員さん、田中委員さんにもメールで送付してご覧いただいた内容を教育委員会としての報告書として作成したものでございます。

開いていただきますと、まず目次のところに趣旨、点検評価の対象及び方法、活用とございますが、こちらは１０月の定例会で報告として説明させていただきましたとおりのものでございます。

７ページをご覧ください。

こちらが点検評価した事業の１２事業でございます。

教育委員会の意見として加えた事業が事業ナンバー２、奨学金貸付事業でございます。こちら、広報・ＰＲの充実に力を注ぐこと、重点的に努められたいというふうに書かれておりますが、令和４年度、今年度ですが、奨学金の結城市奨学生の募集、３人しか応募がなかったことを受けての意見として記載してございます。

次に、事業ナンバー４、中学校ＩＣＴ整備推進事業についてでございます。こちら外部評価のほか、ハード面、ソフト面両面からの充実に図られたいとなっております。この中の主なご意見としては、特にソフト面の充実として、デジタルリテラシーやセキュリティポリシーを高めるとのご意見がございましたので、こちらに記載させていただきました。

続きまして、事業ナンバー５、外国語指導助手派遣事業についてですが、こちら外部評価にある適正な人材確保に努められたいという最後の文章があるんですが、そのためには人も金も拡充しなければならないよねっていうふうなことで、外部評価に加えて事業の拡充というふうに、考慮されたいということで書かせていただきました。

以上３事業が教育委員会の評価として、再度外部評価に加えたものでございます。

こちらの報告書につきましては、承認、議決いただければ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会として、今度は結城市議会へ提出することになります。それと、公表するため結城市のホームページに掲載されることになりますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第１７号について、ご質問等ございましたらお願いします。

中村委員。

中村委員

質問じゃないんですが、感想というか。評価に値するかもしれないんですけども。いい方面でのお話です。令和３年度、私、比べてみたんですね。事業内容ほぼ同じですけども、到達目標とか評価基準に照らし合わ

せて、C評価が大分減ったんですよね。ということは、やはり事務局ほか関連箇所の努力が実ったのかなと思います。

この評価って、何のための評価ということで考えたれば、素晴らしいことだと思うんですね。PDCAをそのままいい方向に回しているということで。ぜひ今度、次の5年度の評価も、同じ内容であればの話ですけども、基準が変わればまた別ですけども、いい評価が得られるようにプラン、ドゥー、シーのドゥーの部分ですよ。ぜひ頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。ご苦労さまでした。

教育長

ありがとうございます。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、お諮りいたします。

議案第17号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

議案第17号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

議案は以上となります。

◎報告第22号 教育長報告について

教育長

続いて、報告事項に移ります。報告事項は5件でございます。

まず、報告第22号 教育長報告について、私のほうから報告させていただきます。

9ページをご覧ください。

報告第22号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

10ページをご覧ください。

1月の教育長報告ということで、そちらのほうに上げさせていただきました。

まず、コロナ感染症について、白丸の1つ目、感染率ということで、令和4年1月から12月までを教育委員会でまとめ、掲示させていただいております。小学生、中学生、全部で3,809名のうち感染した者が1,269名、全体の33.3%、小学校が37.4%、中学校が25.7%、職員数で割ると、職員の感染率というのが31.9%、大体33%に近いかなということが分かると思います。

学級閉鎖、令和5年1月現在のところ、小学校2つ、中学校1つやりましたが、現在は結城西小学校で1つだけ、コロナの学級閉鎖があります。

インフルエンザがありまして、結城南中学校が最初で、中学校で1つ、

小学校は江川北小で1つ、現在は、多分終わっていると思います。インフルエンザは今のところなしということで。ただ、やはり今回は気をつけなきゃいけないということですね、インフルエンザも。指導のほうを徹底していきたいと思います。

その次です。進路関係について、(1)から(4)番まであります。県立高校の日程は、そちらに書いてあるとおりでございます。3月3日が一般学力試験になっております。追検査とかいろいろとあります。2次検査が3月20日月曜日、3教科の学力テストがあるんですが、これは今年が最期で、来年度からは2次試験の学力検査、3教科はなくなるということで、連絡が来ております。栃木県立は、一般選抜学力検査が3月8日水曜日で、合格発表は、茨城も栃木も今年は同じで、3月14日火曜日になります。ですので、中学校の卒業式は、後で出ますが、3月13日の月曜日ということになります。

特別支援学校関係は、結城特別支援学校について、そちらのほうに書かせていただいております。

(3)番の小学校の受験の内容について書いてあります。古河中等、今年度は13人受けて11人合格、下館一高附属中学校が9人受けて6人合格、下妻一高附属中が2人受けて1人合格となっております。

(4)番が私立中学校の合格児童、現在のところ17名ということですが、これ(3)番と(4)番、重複している子たちもいます。恐らく古河中等、下館一高、下妻一高は確約ということで、昨日が締切りだったということなので、正式には分かるかと思います。私立中学校、それは重複していることがあるものがあるので、17名全て行くということは限らないということ。一応、そういうことで合格者が出ております。

2番です。読書奨励賞ということで、やはり市長賞、県教育長賞なんかを見ていると、やはりちょっと少しずつ、前年度に比べて少なくなっているのかなという感じがします。読書についても、もう1回徹底して行ければと考えております。巡回文庫については、昨年同様、今年度も実施しておりません。

3番、行事等についてです。

(1)番の1月30日月曜日、校長・教務主任合同研修会では、また教育委員の皆様にご協力いただくことになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(2)番、いばらきっ子郷土検定、2月4日に水戸市であります。代表、結城南中学校です。

(3)番、2月7日、学警連があります。

(4)番、2月11日、青少年の豊かな心を育む大会、午後1時30分から情報センターの3階で行われます。

(5)番、2月12日日曜日、第15回新川和江賞、詩のコンクール表彰式が情報センターでございます。

(6) 番、2月19日、シルクカップロードレース大会があります。

(7) 番、小学校入学説明会、既に実施しているところもあるんですが、そういう日程で各小学校の入学説明会が予定されております。

卒業式と入学式につきましては、後で事務局からあると思いますが、別紙14ページ、15ページにありますので、後で説明があるかと思えます。ご協力のほうよろしくお願いします。

その他ということで、まず(1)番です。学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン、概要を11ページに掲載しております。この前の12月に、このスポーツ庁、文化庁のほうからガイドラインが出されました。その概要が11ページに載っているものです。

事務局のほうから何か付け足しありますか、進捗状況とか。

スポーツ振興課長

私のほうから、今現在、皆様にお知らせできる範囲内で説明させていただきます。

国からガイドラインが出されたことを受けまして、今、結城市におきましては、段階的に、令和5年度から学校のまず土曜日、日曜日、休日の部活動につきまして、完全に移行するというわけではないんですが、顧問の先生と一緒に指導するような指導員さんをつけて、それで少しずつ外部指導員さんと言われる外部の人に部活動をみていただくというふうに進めております。詳細につきましては、まだはっきり決まっていはいませんが、国・県のほうでも、指導員の資格などをどういうふうにするかというのがまだ具体的に決まっておきませんので、結城市としては、このような人ということを大体ある程度定めまして、子供たちに対してあまり悪い影響がないとか、学校の部活動の延長ということでまず指導ができるような方を探して、一緒に協力して教えられる体制を整えていければなということで、今、準備を進めさせていただいております。

これは、今のところ、すぐに移行というわけではないので、学校の先生方と相談しながら、少しずつ進めていきたいということで今進めております。皆様にはっきりとお知らせする時期が来ましたら、しっかりと説明させていただきますので、よろしくお願いします。

教育長

ありがとうございました。

この件につきましては、結城市だけではなくて、県西地区、県内全て、やはりかなり苦労しているようです。結城市でも、今、宮本課長からご説明ありましたが、それだけでもまだまだ進んでいるほう、そういう感じがすね、周りを見ていると。スポーツ庁とか文化庁のほうからも、民間移行の強化期間の3年間で全部変えるんだという意気込みだったんですが、それが修正されて、徐々に徐々にということになってきています。クラブチームに教員が行った場合にはどうするのかというのも、後で指示をしますとか説明しますということで、まだまだその辺のところも全然できていない状況です。取りあえず結城市としては、今、宮本課長からあつ

たような感じで令和５年度、進めていければなということで考えております。

ただ、その中で、先生方に守ってもらいたいのは、まずこの改革というのが子供たちに対する、子供たち１人１人にきちんと向き合う時間を確保するということが前提になっておりますので、ですから、決められた活動時間というのはしっかり守るように、もうこれは令和５年度４月からでもできますので、それは徹底していききたいということで、これは中学校の校長先生とも考え方は一致しております。その時間というのは、平日は１日休み、４日間で８時間、２時間掛ける４日間、上限程度ということだったんですけれども、上限というふうに決められていますので、平日は２時間、４日間あるんで８時間、休日は土日のどちらか活動で３時間ということで、合計１週間で１１時間。土曜日あたりに大会があった場合、大会で６時間ぐらいになっちゃった場合には、それは平日の２時間から削るのではなくて、次の週の土日の活動を振り替えるということで。だから、絶対に休日の３時間というのは、土日のどちらかの３時間というのは守ってもらいたいということで、それは徹底されているようです。今までは、３時間程度というのは、６時間も７時間も３時間程度になっちゃっているような感じで、そういう何かいいかげんな捉え方ということが蔓延していたような感じがするんですけれども、それは徹底してくださいということで指示が来ているようです。時間はそういうことで、ぜひ守ってもらいたいということで、指示はしていきたいと考えております。

後でまたゆっくりと概要について読んでいただければと思います。よろしくお願いします。

（２）番です。学校給食用牛乳におけるプラスチックストロー削減について、クールポップと言われるんですけれども、１２ページをご覧ください。そういう文書が来ていまして、保健体育課から、学校給食用牛乳のプラスチックストロー削減についてということで、そういうことで、ストローレスを図っていききたいということで、これ牛乳、前に置いておいたんですけれども、先ほどもちょっと開けてもらったりしたんですけれども。この牛乳をそのまま口をつけて飲みやすいように改良してある牛乳パックになっているんだということで、その文書だけじゃなくて、このカラーの文書で、こんなふうにして飲むんですよということで、前もストローがないときは、もう前から飲んでいましたけれどもね、こうやなくても。ここをやって、それでこれをこっちにやって、こんな感じにはみんな飲んでいましたよね、これで。こういうふうに飲むんだよということで、このまま口をつけて……、というふうに、どうぞ飲んでみてください。やってみてください。

中村委員
教育長

これ鼻の高い子はぶつかっちゃうんじゃない。

そうですね。全てこれにしなければならぬというんじゃないで、やはりストローがないと飲めない子も多いですから、一応ストローは置いてお

いて、ストローで飲める子は飲んでくださいって、そういうような形で、その保護者向けの文書もあります保護者の方が了解しないとやはりね。お行儀が悪いとかね、前からこんな感じで……

中村委員 以前からのものと同じだね。これなら鼻ぶつからないわ。ここにすぽんと何かへっこみができていると思ったら違うんだ。

教育長 私は、これを押せば、ぱくっと開くのかなと思ったんです。

中村委員 そうだよな、これ開かないよ、これ。小学生の1年生も同じ。

教育長 何かここにね、ただ、こののりづけがちょっと柔らかくなっているのかななんて思ったんですけども、ぱくっと開くように。飲みやすいかどうかで。

赤木委員 だけれども、これ飲み終わった後、ぼたぼたぼたたれるっていうこともあるかもね。ストローはね、そのまま入れておけるけど。

教育長 ストローはもちろん用意はしておきます、飲めない子がいますので。そういうことで、強制的に協力するというのではなくて、できるところからストローレスを図っていくというような形で、結城市としてはぜひ給食センターのほうにもお願いしまして、協力はさせていただくと。

田中委員、どうですか。親として。

田中委員 親として、まあ慣れれば大丈夫じゃないかとは思いますが、1年生とかは、開けるの最初大変かもしれないけれども、慣れれば大丈夫だとは思いますが、ですけどもね。

教育長 今日、江川南小へ給食の状況を見に行ってきたので、じゃせっかくだから、SDGsの観点からもちっとやってみてくれるかということで、結構、1年生もぱくぱく開けているみたい。何人かは、やはりストローを使わなきゃやだというのがいるんで。

赤木委員 前のパックでも同じですけども、こうにやってここをはさみで切って飲むという飲み方もあるんですよね。

教育長 これもっと硬かったですよね。だから、今やはりこういうちょこっとやれば、これぱっと開くようにはなっているのかなと思って。

中村委員 あとは、ストローと違うというのがね。プラスチックをなくすというのは分かるけれども、これ衛生面とかそういう考慮というのも考えていかないと駄目なのかな。例えばこれ配膳なんかのときには、子供って、手袋する……、これ例えば複数の者がこういうところを手で触るとするのはまずいよね。

教育長 そうですね。前の確かに牛乳瓶で飲んでいたときも、最初は何もなかったのに、ビニールかぶせていましたよね。なるほど。

赤木委員 ただ、この段階では、配膳でこの段階のときは、口には触れないんじゃないですか、飲むように広げた場合に。

教育長 ここだからね、これを開けて、口がつくのはここだから、直接……、これだとね、あれですけども、ここ、持っているところは口にはつかない。だから、自分の手でこれを開けるだけなんで。

中村委員 微妙だな。そういう、何ていうのかな、そういうふうに科学的というか、触る、触らないというよりも、可能性とすれば、そういう……、配膳は手袋やっていますかね、子供は。

田中委員 素手で。

赤木委員 やっていないと思います。

教育長 この保護者向けのひな形の文書も、もう県のほうからこうやって出ている、そこで、もう学校名を入れれば、ぱっと保護者の皆さんに文書が行くように、そこまで配慮していただいています。

中村委員 そのうちこれが変わるかもしれないね、この形態がな。どうも何かちょっとやはり違和感があるんだよね。何となく開けにくいというのものもあるし、触るというか、複数の者が。

教育長 ということで、試作品ということで置かせていただきました。次に令和5年の第1回の議会の定例会が2月28日、1週間ぐらい早いのかなと思うんですけども、2月28日から3月20日ということで、議会が開会になります。

私のほうからは以上なんですが、何か教育長報告について質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員 先ほどの中学校部活動の件なんですが、宮本課長さんのほうからも、土日なんかも外部指導者を配置というお話いただいたんですが、逆に外部指導者を鹿窪に置いておくから、やりたい中学生集まれっていう感じで、土日についてはそういう形で、有志の外部、部活動指導は進めているんだということを考えてもいいのかなと思うんですが。この案件が出た中には、最初の頃、勝利至上に走らないで、とにかく生涯スポーツの一環という文言がありましたよね。ですから、そこらんところも、大会に向けた練習は平日の顧問の下で、土日については、外部指導的な方に、もうとにかくそこで、競技についての技術を習得する。そういうふうに割り切ってもいいのかなと思うんですが、それも一つちょっと参考として頭に入れてみてください。

教育長 宮本課長、よろしいですか。意見として。

スポーツ振興課長 そうですね、ご意見として。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 この部活動の外部、今、赤木委員さんが言われたことも関連するんですけども、今、これから中学生、今の小学校6年生とちょっと話をしたときに、やはりこれからクラブチームとかそういうのに移行していくみたいだよということは話をしているんですけども、今現在、多分子供たちも、中学校で今までどおりの部活をやるのか。それとも、ほかにいろんなクラブチームがあるので、そっちに行くとかか。特に野球とかがそういうのが特にあるんですけども。そういうところがどうもよく情報として分からないという話をちょっと聞いたりするので、もし今現在でも、そういうふ

うに、何ですかね、こういう趣旨に沿った運営をされているクラブチームがあれば、そういうのも情報として、市のほうからも出せるようだと、子供たちも選択、保護者にしても選択しやすいのかなという気はしているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

教育長

課長、何かありますか。

スポーツ振興課長

今の現段階でなんですけども、かなりクラブチームで活動されているところも多くございます。あと、並行して動いているのは、今、中体連の大会というのもまた別でございまして、中体連は5年度から、合同チームとかクラブチームもいいですよとは、大きな団体では言っているんですけども、競技団体ごとにそれも捉え方が、進め方が違ってございまして。例えば、この競技については学校単位、この競技はクラブチームもオーケーですけども、例えば人数が何人以下のチームが合同でやる場合はいいですよとかというふうな決まりが各競技団体で統一されていない状況なんです。恐らく中体連とかがそういう垣根を取り払って、もう完全にどのチームでも同じ大会に、総体とかは参加できますよってなれば、恐らくこちらどこにいてもいいですよとは言えるんですけども、例えば野球なんかでクラブチームに行ってしまうと、総体のほうの大会が出れないとか。あと、サッカーもそうなんですけれども。そういうのがまだ、今回この部活動の移行というのも、国のトップがもう決めてしまったので、下がまだそれに追いついていない状況になってございまして、そういう大会とかも、今度、大会に参加するのも数を決めて参加してくださいというのが恐らくこの部活の移行には出てくるんですけども、そうなってくると、ほかのいろんな大会とかも影響が出てくるので、ちょっと今、その方向がちゃんとはっきり上から情報が入ってきていないというか、決まっていないので、何とも言えないので。私どもでは、進めることはできるんですけども、そこに行けば、行ったことによって、こっちの大会は出れなくなりますよとかという弊害も出てくるので、何ともしょとご紹介しづらいというようなことになってしまうのかなと思っております。

教育長

中村委員。

中村委員

今、宮本課長さんがおっしゃられたことが全てだと思うんですよね。課長さんはかなりね、もう十数年前から、そのことについては苦勞されてきたことだと思うんですけども。私なんかね、その当時、やはり現場にいて、中体連という大きな組織がある、その組織の変わりようが遅々として進まない。それなんですよね。だから、もっとこう、みんな集まってみんなで来いよって、クラブチームも何も一緒だよって、仲間入れてあげるよって、そういうことが、今求められているわけですよ。

今はあれですか、種目ごとにそれ判断を任されているということですか、例えば中体連の中の……

スポーツ振興課長

国の中体連としては、そういう参加も認めますということを行っているんです、国の中体連は。ただ、競技団体ごとにその判断はまちまちという

ものと、あと、それに合わせて、地区大会、県大会とかも競技団体ごとに多分変わってくるので、何とも……

中村委員

分かりました。こういう一番下部組織というか、下部の団体が一生懸命頑張っているけど、結局、上部組織がなかなか変わらないことには、絶対変わらないんですよ。だから、なおさら、結局、実際、子供たち、それから子供たちを持つ親たちが、じゃどこへ出たらいいか、どうしたらいいかというのでもう見えなくなっているんですよ。だから、それは何かもう昔からなんですよ、すっきりしないというのは。

だから、これは上意下達でもすばらしいリーダーが上のほうにいて、びたっとね、マッチングの取れる、そういう組織ができればいいけれども、それは恐らくできないと思うんで。やはり下からのボトムアップで進めていくほかないと思うんですよ。今できることということで。それにはかなり大きな努力が必要だし、組織的なきちっとしたレイアウトもきちっとつくって、それを分かってもらえるように、例えばこれからそういう団体に入っていける子供たちが、親たちが迷わないようにするというところに少しでも今のね、岩崎委員のように6年生の親たちが中学校でね、クラブチームとか学校の部活動はいろいろあるけれども、どうなんだというような迷いを生じないように、ある程度、その情報をきちっと伝えられるということまでちょっと研究しておいたほうがいいかもしれないよね。

教育長

田中委員

田中委員、どうですか。

今のお話と同じようなんですが、保護者の中でも、やはりこの話題になって、すごい不安を抱えていて、私もそうなんですけれども。実際、保護者の中には、もう部活がなくなっちゃう。そうすると、平日、自分は仕事をしている、両親ともしているから、どこかのクラブチームに送迎なんていうのは難しいから、どうなっちゃうんだろうという不安の声があつて。でも、実際には、平日の部活動というのは先生が取りあえず教えてくれて、土日、課長から話があったように、取りあえず顧問プラス外部指導員という形でやっていって、だんだんに土日、外部指導員が部活を教えるというふうな方向にしていくんですよ。だから、部活がなくなるというわけではないんですよ。

スポーツ振興課長

国の方針ではですね、部活動というよりも、平日も民間に移行していこうという形ですね。顧問の先生を徐々に部活動から切り離していくという方針ではありますので。まず土日から、外部指導員が活動して、それから今度、顧問の先生が外れて、指導員が土日だけは教えられるような体制を整えて、その人が今度、平日も教えられるような組織というかシステムづくりをして、平日も顧問の先生じゃなくて、外部の指導者がずっと教えられるというのが最終目標となっておりますので、そういうふうにできたらいいなということで今進めております。

田中委員

そういう部活動というのが、そのものがなくなるんじゃなくて、指導者が地域移行になっていくという考え方ですよ。

スポーツ振興課長 部活動というよりも、地域クラブ活動という名前になるかと思うんですけども、学校の今、部活動といっても、部活動って教育の一環というわけではないんですよ。先生のもう絶対にやらなくちゃならない仕事ではなくて、もうほとんど先生方がボランティアというか、そういうことで教えてくださっているような状況なので、今それを民間のほうの方に移行させて、学校の中では、というか学校の授業の後ですね、クラブ活動ができればいいようなシステムづくりというような形で今進めております。

赤木委員 だから、やはり何ていうんでしょう、国の意見なんかは当然参考にしながらやらなくちゃならないと思うんですが、結城方式という形で、とにかく平日は学校で今までどおりやっている中に外部指導者が入る。時間的な制約はね、入ってくると思うんですが。土日については、逆に3つの中学校が1か所に集まって、そこで技能を向上させる。だから、そのところでね、一生懸命やはり、例えばA中学校の顧問という形でバスケットだったらバスケットを強くしたいって一生懸命やっている先生には不満かもしれませんけれども、でも、大本のこの部活動のあれというのは、生涯スポーツにつながるということでね、あまりにも今までの勝利至上に走っちゃっているんじゃないかという批判も出ている部分もありますよね。そういうところで、結城方式としてはこういう形でオープンにやっていくんだというふうな形で考えていっていいんじゃないかなと思うんですけれどもね。

田中委員 その市の取り組み、そういう考え方というの、やはりきつともうちょっと配信していただけると、保護者も、あこういうことなんだってもうちょっと安心するのかなとは思いますがね。

赤木委員 そうですね。それはもう各顧問に共通理解していただいてやるということが大事なんでしょうよね。

田中委員 あと、大丈夫ですか。いいですか。あと、その外部指導員のほう、市のほうでもいろいろ探してござって、実際に見つかったりもされているんですか。

スポーツ振興課長 今、市内の団体にただ野球が好きだから、じゃ教えてくださいというわけにはいきませんので、最低限、研修とか勉強会をされていて、資格を取っている方がというのが今、例えば日本スポーツ協会ですと、コーチとかですね。あと、スタートコーチという資格が、スポーツ少年団はスタートコーチというのが必要なんですけれども。あと、一般の競技を指導する場合はコーチ、1から4というのがあるって、国では示されておりまして、サッカー協会とか、あとバスケットボールはまた別に資格があるんですけれども、その資格を最低限持っている方とか、あとは教員の資格で、教員としてその部活動の指導をしていた経験があるとか、そういう人を中心に、今どのくらいいるのかというのを調査している段階です。その人を中心に、まずはそういう教えてもいいよという方を募集しまして、その中で、今度は学校ごとに、まずはマッチングということで。学校の顧問の先生と校長先生と、その指導者の方で話し合って、この人ふさわしいな、やってもら

いたいなってしまう人を探してもらって、それで、その人が教えてもいいということであれば、徐々にその人に少しずつ教えてもらうというふうなこと今やろうかなというふうに進めているところです。

田中委員

やる方向で、なるほど。分かりました。あとはきっと多分中学校の先生なんかでも、教えたいという先生もきっと中にはいらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。そういった方って兼業でね、できると。

スポーツ振興課長

それで、今、国のほうでは今のところ、兼業は駄目と最初に言っている状況だったので、その兼業をやはり認めてもらわないと、教えたいという先生もたくさんいらっしゃると思うので、そういう方向にちょっとしてもらえないでしょうかということ、今、現場のほうは県とか国に要望しているような状況です。

田中委員

分かりました。

中村委員

いいですか。正直ね、今ね、その話を課長から聞いて、そういうような調査をね、してくださっているというのはありがたいなと思いました。

それで、外部指導員さんを、私なんかも自分でね、もう少し敬意を持ってね、もっとサポートしてあげたらよかったな。私、例えば校長でいたときに思ったんですね。何か、これは私がいけなかったんだけど、もう少しこう、学校の教員以上に、やはり見てあげて、励ましてあげたらよかったなという反省には立っているんですよね。

たまたまね、3日前ぐらいかな、ニュースで、外部指導者の肉声で流れてきた音声、ラジオなんだけども。その中で、外部講師やってます、困っていることがあるんですということなんです。何かというと、事故が起きてしまったんですね。事故といっても、弓道の外部講師さんのお話だったんですね。道場のガラスを割っちゃって、そのガラスで子供がけがしちゃったという。そのときにどうしたらいいか分からなく……、困ったっていう、責任の所在も含めてね。そういうルール上の所在というかそういったものも、当然ね、決まりの中では出てくるわけだけでも、それ以上に、道義的に責任を感じちゃって、非常に困ったという。だから、そういうときに、バックアップをしてあげるとい、そういう体制をやはり誰が取れるのか。学校の校長だったら校長とか。そういうことに私ちょっとね、思いを、フィードバックしてちょっと考えたんですよね。

だから、例えば学校にそういった部活動があって、そこに外部講師を呼ぶのであれば、やはり学校長が、これは時間外だから関係ないとかそういう意識じゃなくて、校長がっていうと、何か校長責任なっちゃう……、その辺が難しいんだけど。でも、実際に学校で子供たちがお世話になっている、そういう人に対して敬意を表すというのは、これは自然のことかなと思うし、そのルールづくりもしっかりしておかなきゃならない。気持ちよく道義的責任にさいなまれて頭を抱え込んじゃう外部講師さんがいたらかわいそうだという、そんな感じを持ったんですよね。

だから、その辺もいろいろ併せて、やはり体制づくりの一つとして考え

ていかなきゃならないかなという感じはしていますね。

教育長

ありがとうございます。その件については、今出ただけでも、もう本当に細部にわたって切りがないと思うんですけども、そういうのを少しずつ検討しながら、結城市のほうでも体制づくりをしていければと思います。またそのときになったら、ご協力のほどよろしくお願いします。

小学校5年生、6年生に対しては、学校を通して、校長のほうにも指示をして、そういうこと、何か変なうわさが先走っちゃっているところがあるので、そういうことじゃないんだよということで、これははっきりと言ってもらうように、それは指導していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

では、続きまして、報告第23号 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式について、事務局からお願いします。

学校教育課長

報告第23号 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

14ページをご覧ください。

14ページが卒業式になります。3月13日、中学校の卒業式は、市長、副市長、教育長の出席をお願いしてございます。3月22日の小学校の卒業式に、城南小学校に田中委員、絹川小学校に岩崎委員、江川南小学校に中村委員、上山川小学校に赤木委員、そして城西小に教育長の出席を、ご参列をいただきたいと思っております。こちら回り番になっておりますので、入学式は、隣の15ページを見ていただくと1人ずつずれて、中学校の卒業式、入学式でもそうですが、順番に市長、教育長、副市長がずれて、4月7日の小学校の入学式では、結城小の田中委員、城南小に岩崎委員、江川北小に中村委員、山川小に赤木委員、結城西小に教育長のご出席をいただければと考えております。

こちら、本日、教育事務連絡会において、校長会長にこちらの予定表をお渡ししますので、後日、案内状が来るかと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いします。

以上で報告第23号の説明を終わらせていただきます。

教育長

ありがとうございました。

何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、報告第23号については終了いたします。

◎報告第24号 令和4年度結城市奨学生選考審議会選考結果について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

◎報告第 25 号 「結城南中学校区新設校基本構想・基本計画（案）」に係るパブリックコメントについて

教育長 続きまして、報告第 25 号 「結城南中学校区新設校基本構想・基本計画（案）」に係るパブリックコメントについて、事務局、説明をお願いします。

学校教育課長 報告第 25 号 「結城南中学校区新設校基本構想・基本計画（案）」に係るパブリックコメントについて。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和 5 年 1 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

別冊の結城南中学校区新設校基本構想・基本計画（案）をご覧ください。

こちらは 12 月に配布してございます基本構想・基本計画の中間報告というものを配布していたんですが、そちらの資料を詳細にしたもので、中間報告からの大きな変更点はございません。

なお、こちらのほう、まず中身のほうを簡単にご説明させていただきます。

中間報告でも書かせていただきましたが、結論としては、まず学校の種類については小中一貫型小学校・中学校として、学校の位置及び配置については、結城南中学校の敷地内で、西側に建設して、中学校とは渡り廊下で接続する計画となっております。

では、開いて目次のほうをご覧ください。

基本構想・基本計画（案）については、4 章からなっております。

まず 1 章では、与条件の整理として、既に決まっている、決定されているとかと考えられる内容について明記してございます。結城市の基本施策であったり、結城市の概要であったり、南中学校区の現況であったりというのはもう既に決まっていますので、こちらを記載させていただきます。

2 章が基本構想部分となって、教育方針及び学校種、敷地について、決定に至るまでの経緯及びその結果をお伝えしてございます。

3 章部分が基本計画です。基本構想で決定いたしました学校配置及びグラウンド設備、プールについて詳細に記載してございます。

4 章がスケジュール及び今後検討する内容として、新設小学校を建設するための必要な躯体工事及び統合する小学校の跡地利用について簡単に記載してございます。

まず初めに、与条件の整理、第 1 章、10 ページをご覧ください。

10 ページは、児童数の推移と推計を表しております。児童生徒推計につきましては、出生数のみを基に推計しておりますので、令和 4 年度における数を見ますと 2,485 名、これが開校予定の令和 9 年度ですと 2,043 名で、442 名減少するというふう見られます。

11 ページをご覧くださいと、11 ページは結城南中学校区 5 小学校の

児童の推計及び現状でございます。令和4年度が650名、開校年度の令和9年度が472名で178名減となる推計で、今現在のところ、このままいきますと、学級数は普通学級が15クラスの予定です。その15クラスの内訳については、1、2、3年生が各3クラス、4、5、6年生が各3クラスの予定となります。

以上、簡単に1章の与条件の整理でございます。

続いて、2章の基本構想についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

14ページから16ページにわたって、小中一貫教育の方針について記載してございます。方針が3つありまして、まず初めに、子供たちの学力向上のために、その方法として、習熟度学習の充実や乗り入れ事業の充実を上げております。具体的な方法について、その後記載してございますが、小学校・中学校の先生方と互いに連携をして児童に関わることで、学力向上ができる、また、中1ギャップの解消になるというふうなことが書かれています。

15ページでは2つ目の方針で、自己肯定感、自己有用感を高め、子供たちの社会性を育むために、そのために今度は異学年交流の実施と書かれていますが、小学校から、今度は中学校までを含めた異学年交流で、それが達成できるだろうと。

3つ目、16ページになります。

子供たちの安心感を高めるために、そして支援の充実として、成長に合わせた小学校から中学校へ、児童から生徒へのつながりをスムーズに行うことで、子供たちだけではなくて、保護者へも安心感も高められるというふうな形で書かれております。

以上、小中一貫教育の方針となっております。

続いて、18ページをご覧ください。

ここでは具体的な教育内容について示してございます。具体的な教育内容として、ふるさと学習の推進、それと、外国語活動と英語科の充実、ICTプログラム教育の推進と、3つの柱を上げてございます。

続いて19ページ、19ページは中間報告と同様に学校種について、こちら記載してございまして、義務教育学校ではなく、本計画では小中一貫型小学校・中学校としますとしております。その理由について、ここにも書かれておりますが、義務教育学校についても、小中一貫型小学校・中学校におきましても、特色ある教育はできると考えられる。また、小中一貫型小学校・中学校として、5小学校が1小学校に統合するだけでも、児童の精神的負担が大きくなると考えられ、さらにそこに中学校生徒までが統合する義務教育学校となってしまうと、なおさら負担が大きくなる、そういった考えられること。また、小学校、中学校への節目の卒業式、入学式を実施することにより、児童の達成感及び生徒となることの機運醸成が期待できることなどを上げてございます。

なお、小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校における教員の配置については、基本的に同じであり、中間報告にちょっと書かせていただきました、校長は義務教育学校1人、小中一貫型小学校・中学校は各1人というのは変わりありませんが、養護教諭の配置等がちょっと記載が違っていましたので、大変申し訳ございませんでした。

次に、23ページをご覧ください。

校舎の配置についてでございます。こちらも中間報告と同様に、渡り廊下でつなぐ施設一体型として、小学校と中学校、児童と生徒の交流が期待できるというふうな構成にしております。

続いて隣のページ、24ページでございますが、こちら結城南中学校区の敷地の概要を写真つきで載せてございます。ちょっと見てもらうと分かるんですが、結城南中学校管理棟教室が築49年、50年、それから、その後ろの特別棟も49年、技術棟も48年、約50年をたっているというふうな形になっております。

続いて、26ページ、27ページは、結城南中学校の整備方針を2つ掲げてございます。

26ページの方針については、使えるまで、ぎりぎりまで南中学校を利用していくというふうな計画で、本計画ではこちらの方針を取っております。

27ページの場合は、現在の特別棟を先行して解体したりして、中学校の校舎敷地とするものですが、授業時間がある中での解体でありますし、また、仮に解体する部分を小学校として小学生が利用する場合も、改修費に多額の金額を要しますので、何年か後、あと20年後には恐らく建て替える必要があるため、採用には至りませんでした。が、決定の過程を示したものでございます。

基本構想については以上になります。

続いて、3章からの基本計画になります。

28ページには、基本計画の対象として、文科省基準の規模の検討結果を記載してございます。開設時の人数が472名、15学級で、恐らく今の出現率で表しますと、特別支援学級が9学級できるんじゃないかなというふうに考えています。その結果、校舎及び屋内運動場の必要面積は8,241平米となっております。

次の30ページが普通教室の面積についてでございます。今まで8掛けの8の64平米を基本としていましたが、今度は机の上にタブレットまで置くことになると、机の大きさが変更になり、それに伴いまして、教室も10平米大きくして、74平米を基本とするというふうに考えてございます。このほか、この以降のページで、普通教室や特別教室、管理諸室の検討及び統合する各学校の所要室の比較を実施し、規模設定をしておりますのが40ページ、41ページの表になります。新設の小学校には、こういった部屋がこれだけ必要だろうといったものがこちらでございます。それ

を図面化したものが４８、４９ページになってございます。

ちょっと戻っていただきたいんですが、４３ページは新設小学校の配置の検討経過を記載してございます。この結果も中間報告と同様に西側配置になっております。

続いて、先ほどご覧になった４８ページ、４９ページがこんなふうな部屋が必要で、こんなふうな配置になるだろう、あくまでこれは予想でございますので、大きく変わることもあり得るというふうなことをここで申し添えておきます。

次の５０ページですが、今度は環境の配慮計画としまして、結城市環境計画というものがございますので、そちらに沿った環境負荷の少ない建物、それから学校のウェブ化を目指しております。また、環境に優しい仕上げとして、内装を木質化することを考えてございます。

５１ページについては、学校は避難所の機能も併せ持つものでございますから、避難所機能としての考え方をこちらに記載させていただいております。

以上が基本計画についてでございます。

５２ページからが第４章の計画実現のための検討ということで、まず初めにハード面のスケジュールが載せてございます。令和７年、８年工事で９年に開校というふうな形でまいります。

５３ページは小学校の跡地利用について、これちょっと直す部分が出てきますが、基本的な考え方を載せてございます。

まず、住民の皆様の意見を聞いて、その後で跡地利用の計画を立てて、事業化するというふうな流れになっております。

以上、本当に駆け足でしたが、こちら結城南中学校区新設校基本構想・基本計画についての説明とさせていただきます。

なお、この基本構想・基本計画にないスクールバスの登校方法や、それからコミュニティ・スクールの関係とか、新設小学校の校歌とか校章とかっていろいろ決めることがございますが、そちらにつきましては令和５年度に設置する予定でございます専門部会で検討していくというふうな流れになっております。こちらこのような内容の結城南中学校区新設校基本構想・基本計画につきましては、１月３０日から２月２０日までパブリックコメントに付すというふうな形でございますので、以上、ご報告させていただきました。

以上で報告第２５号についての説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

細かくてね、今ここでどうこうということはなかなか言えないと思うんですけれども、じっくりと読んでいただいて、ご意見等をいただければと思います。

何かありますか、ここで確認したいこと。

赤木委員。

教育長

赤木委員

あくまでもこの中学校区の新設校というのは、小学校の基本計画ということになると思うんですが、例えば小中一貫型にした場合の中学校のメリットあたりもちょっと触れていいのかな。例えば第2章の基本構想の中に、小中一貫教育の方針、丸で、子供たちの学力向上、自己有用感、それから安心感を高めるってありますが、その中に、例えば中学校に進学して、不適合になってしまった、学校に行けなくなってしまった子とか、あるいは反社会的な行動に走るようになってしまった場合にも、そういう例えば生徒指導面でも、小学校の先生の力を借りて、教育相談なり保護者対応なりもスムーズにできるようになりますなんてやれば、小学校の先生も、中学校に行っても関わってくれるんだなというふうになるんじゃないかと思うんですね。ですから、特に16ページの支援の充実の2段落目、「特別支援教育においても」に入る前に、その生徒指導での支援体制は、もう小学校も中学校も一体でやるんですよ、先生たちが力を合わせて子供たちのためにやるんですよなんていうのを入れてもいいのかなというような感じがするんですが、ご検討ください。

それと、一貫校と義務教育学校の比較がありましたよね。それで、一貫校を結城で取るんだということで、それがいいんだということの部分だと思うんですが、義務教育学校の表す場合の語尾、「何々するおそれがある」とか、この表現ってどうなのかな。実際、筑西でも義務教育学校で進めていきますよね。それを考慮すると、そこの表現をもうちょっと工夫されるといいのかなと思いました。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

田中委員。

田中委員

先日、説明会のほう、地域ごとにしていただいたんです、私は行けなかったんですが。反応というか、どんな感じだったか、何か質問とかそういったのあったのかなと思って、教えていただきたいんですが。

教育長

事務局。

学校教育課長

4回に分けて地区ごとに、それから全体会を1回でというふうな形でやらせていただいて、大体130、140名の方が延べで見えました。

まず、質問がありそうなケースについては、先に解説した部分もございます。例えば、スクールバスは決まっていますよ、今後決めるんですよ。プールについては民間委託の予定です。学童については敷地内に造る予定で、これから話し合うんですよ。小学校が廃校になった場合の考え方についてはこうですけども、これについても今は決まっていますよということをもっともお話ししてからの話なんですけれども、特に目新しい……、質問はもちろんありました。例えば統合することには、各小学校の児童生徒数が減少しているので賛成だ。ただし、地域のことを考えると、自分たちの学校がなくなってしまうというふうな部分で、地域のことを考

えるとどうなのか、ちょっと自分でもよく分からないといったような質問をされた方もいらっしゃるし、あとは、特にスクールバスについても何度も言われて、他市で実際にスクールバス使っている学校では道路一本挟むと乗れない、その子は40分歩かなくちゃならない、そこをどう考えるというところとか、主に登校方法についてが多かったような気がしますね。

教育長

部長。

教育部長

今、課長が説明したとおりなんですけれども、基本的には今回は、5つの小学校が統合することと、そこに小中一貫教育を導入していくという、この2点が要は総合的なところで、それに対しての当然反対の意見というのは全くございませんでした。今、課長が説明したように、基本的にこれから決めていこうとしている通学の方法、スクールバスを含めた通学の方法と、あと、学校が廃校になってしまうことに対しての地域の活性化だったり、核となっている施設が今後どうなっていくのかという不安とか。そういったところが大きな、要は今このところで皆さんが心配しているというようなところで、ご意見があったところでございます。

田中委員

ありがとうございます。

実際、説明会を開いていただいて、きっと多分、こんな状況なんだなって分かったと思うし、あと、逆に不安に感じていることをね、市のほうでも分かっていただいて、今後それに基づいていろいろ検討していただいていてほしいなと思いました。よろしくお願いします。ありがとうございます。

教育長

ありがとうございました。

また、じっくり読み込んでいただいて、後でご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

では、次に移ります。

報告第26号 第15回「新川和江賞 未来をひらく詩のコンクール」について、事務局からお願いします。

生涯学習課長補佐

18ページになります。

報告第26号 第15回「新川和江賞 未来をひらく詩のコンクール」について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

19ページをご覧ください。

第15回の新川和江賞、未来をひらく詩のコンクールについてでございます。

応募総数は2,183名、審査結果といたしまして、新川和江賞、こちらが最優秀作品になりまして、坂入巧真さん、タイトルが「ぼくとウクライナの1日」、絹川小学校4年生になります。優秀賞につきましては14名、優良賞につきましては30名。

次、表彰式になりますが、日時が令和５年２月１２日日曜日午後１時３０分開場、午後２時開式、会場のほうが結城市民情報センター３階の多目的ホールになります。

次の２０ページに受賞作品の一覧が載っております。

以上で報告第２６号の説明を終わりにいたします。

教育長

ありがとうございました。

何かご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

（発言する者なし）

教育長

では、質問がなければ、報告第２６号については終了いたします。

以上で報告事項は終了となります。

その他について、何かございましたらお願いします。

事務局、お願いします。

学校教育課

今後の予定についてです。２月１７日に２月定例会を開催します。時間がいつもより早く、午前１０時となっておりますのでよろしくお願いします。３月１５日に臨時教育委員会を予定しています。次に、３月２４日は通常定例会を開催いたします。教育委員会の日程は以上です。

学務係長

教育委員さんの報酬の支払日についてですが、会計課の支払日変更に伴いまして、原則２５日振込が、毎月２０日から２４日の期間の振り込みとなりますので、ご了承ください。

教育長

ほか、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

教育長

では、以上で教育委員会１月定例会を終了いたします。

午後３時００分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員